

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第32号

新潟県行政組織規則の一部を改正する規則

新潟県行政組織規則（昭和35年新潟県規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務管理部)</p> <p>第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～大学・私学振興課 (略) 市町村課 行政班 財政班 <u>税政班</u> 選挙係 地域政策課～総務事務センター (略) 2～4 (略)</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 <u>人口問題対策室</u> 交通安全対策室 消費者行政課～廃棄物対策課 (略)</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課～健康対策課 (略) 生活衛生課 <u>営業・水道係</u> 食の安全・安心推進係 動物愛護・衛生係 <u>公害保健係</u> 動物愛護センター 障害福祉課・児童家庭課 (略)</p> <p>(農林水産部)</p> <p>第6条の7 (略) 2 前項に規定するもののほか、農業総務課に団体指導検査室を置き、同室に<u>指導第1係、指導第2係、検査第1班、検査第2班</u>及び<u>検査第3班</u>を置く。</p>	<p>(総務管理部)</p> <p>第6条の2 総務管理部に次の課、センター、室、係及び班を置く。 財政課～大学・私学振興課 (略) 市町村課 行政班 財政班 <u>税政・交付税班</u> 選挙係 地域政策課～総務事務センター (略) 2～4 (略)</p> <p>(県民生活・環境部)</p> <p>第6条の3 県民生活・環境部に次の課、室、係及び班を置く。 県民生活課 総務班 <u>企画係</u> 社会活動推進係 安全・安心なまちづくり班 交通安全対策室 消費者行政課～廃棄物対策課 (略)</p> <p>(福祉保健部)</p> <p>第6条の5 福祉保健部に次の課、室、センター、係及び班を置く。 福祉保健課～健康対策課 (略) 生活衛生課 <u>営業・公害保健係</u> 食の安全・安心推進係 動物愛護・衛生係 <u>水道係</u> 動物愛護センター 障害福祉課・児童家庭課 (略)</p> <p>(農林水産部)</p> <p>第6条の7 (略) 2 前項に規定するもののほか、農業総務課に団体指導検査室を置き、同室に<u>団体指導第1係、団体指導第2係、農協検査第1班、農協検査第2班</u>及び<u>農協検査第3班</u>を置く。</p>

(出納局)

第7条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課及び係を置く。

管理課

総務係 企画・指導係 決算・資金係 支払・
国費係 システム管理係

会計検査課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～地域政策課 (略)

情報政策課

(1)～(9) (略)

(10) 社会保障・税番号制度に係る総合調整及び
推進に関する事項

統計課～総務事務センター (略)

県民生活・環境部

県民生活課

(1)～(7) (略)

(8) 新潟県人口問題対策会議に関する事項

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

消費者行政課・文化振興課 (略)

県民スポーツ課

(1)～(4) (略)

(5) 東京オリンピック・パラリンピック新潟県活
性化推進会議に関する事項

男女平等社会推進課～廃棄物対策課 (略)

防災局～産業労働観光部 (略)

農林水産部

農業総務課

(1)～(5) (略)

(6) 水産業協同組合(佐渡地域を除く。)の検査に
関する事項

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

地域農政推進課～畜産課 (略)

水産課

(1)・(2) (略)

(3) 水産業協同組合に関する事項(農業総務課の

(出納局)

第7条 (略)

2 (略)

3 出納局に次の課及び係を置く。

管理課

総務係 企画係 決算・資金係 支払・国費係
システム管理係

会計検査課 (略)

(分掌事務)

第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。

知事政策局 (略)

総務管理部

財政課～地域政策課 (略)

情報政策課

(1)～(9) (略)

統計課～総務事務センター (略)

県民生活・環境部

県民生活課

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

消費者行政課・文化振興課 (略)

県民スポーツ課

(1)～(4) (略)

男女平等社会推進課～廃棄物対策課 (略)

防災局～産業労働観光部 (略)

農林水産部

農業総務課

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

地域農政推進課～畜産課 (略)

水産課

(1)・(2) (略)

(3) 水産業協同組合に関する事項

所管に属する事項を除く。)

(4)～(15) (略)

漁港課～治山課 (略)

農地部

農地管理課

(1)～(4) (略)

(5) 国有農地及び開拓財産等の管理処分、債権管理等に関する事項

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

農地計画課～農村環境課 (略)

土木部

監理課～砂防課 (略)

都市政策課

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

都市整備課

(1) (略)

(2) 街路事業に関する事項

(3) 市街地開発事業に関する事項

(4) (略)

建築住宅課～営繕課 (略)

交通政策局 (略)

出納局

管理課

(1)・(2) (略)

(3) 財務会計事務の指導に関する事項

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

会計検査課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2 (略)

(4)～(15) (略)

漁港課～治山課 (略)

農地部

農地管理課

(1)～(4) (略)

(5) 国有農地及び開拓財産等の管理処分等に関する事項

(6) 自作農創設に係る特別会計所属の債権管理等に関する事項

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

農地計画課～農村環境課 (略)

土木部

監理課～砂防課 (略)

都市政策課

(1)～(8) (略)

(9) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の認可及び監督に関する事項

(10) (略)

(11) (略)

都市整備課

(1) (略)

(2) 街路の整備に関する事項

(3) 市街地開発事業に関する事項 (都市政策課の所管に属する事項を除く。)

(4) (略)

建築住宅課～営繕課 (略)

交通政策局 (略)

出納局

管理課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

会計検査課

(1) (略)

(2) 財務会計事務の指導に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

2 (略)

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1) 村上地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課～道路課 (略)
治水・港湾課
ダム管理課 (略)
- (2) (略)
- (3) 新潟地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉部
総務福祉課
庶務係

地域保健課・衛生環境課 (略)
農林振興部・地域整備部 (略)
- (4) 三条地域振興局
企画振興部～農業振興部 (略)
地域整備部
庶務課～建築課 (略)
災害復旧第1課
災害復旧第2課
- (5) 長岡地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課
庶務係 建設業係 行政第1係 行政第2係
用地課～災害復旧課 (略)
- (6)～(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
総務福祉課
庶務係
企画調整課

地域保健課～生活衛生課 (略)
環境センター・児童・障害者相談センター (略)
農林振興部・地域整備部 (略)
- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
総務福祉課
庶務係

(組織)

第11条 地域振興局に次の部、センター、課及び係を置く。

- (1) 村上地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課～道路課 (略)
治水課
ダム管理課 (略)
港湾課
- (2) (略)
- (3) 新潟地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉部
庶務課
庶務係
企画福祉課
地域保健課・衛生環境課 (略)
農林振興部・地域整備部 (略)
- (4) 三条地域振興局
企画振興部～農業振興部 (略)
地域整備部
庶務課～建築課 (略)
災害復旧課
- (5) 長岡地域振興局
企画振興部～農林振興部 (略)
地域整備部
庶務課
庶務係 建設業係 行政係

用地課～災害復旧課 (略)
- (6)～(9) (略)
- (10) 上越地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
庶務課
庶務係
企画調整課
地域福祉課
地域保健課～生活衛生課 (略)
環境センター・児童・障害者相談センター (略)
農林振興部・地域整備部 (略)
- (11) (略)
- (12) 佐渡地域振興局
企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
庶務課
庶務係

地域保健課・生活衛生課 (略)
環境センター (略)
農林水産振興部・地域整備部 (略)
2～12 (略)

13 上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所に次の課及び係を置く。

業務課
業務係
普及課～森林施設課 (略)

14 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)
健康福祉部
企画調整課 (略)
地域保健課

(1)～(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

衛生環境課 (略)

農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水・港湾課

(1)～(4) (略)

(5) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項

(6) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項

(7) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項

ダム管理課 (略)

2 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新潟地域整備部、新

企画福祉課

地域保健課・生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部・地域整備部 (略)

2～12 (略)

13 上越地域振興局農林振興部上越東農林事務所に次の課及び係を置く。

業務課
庶務係
普及課～森林施設課 (略)

14 (略)

(分掌事務)

第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部 (略)
健康福祉部
企画調整課 (略)
地域保健課

(1)～(12) (略)

(13) 血液対策に関する事項

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

衛生環境課 (略)

農林振興部 (略)

地域整備部

庶務課～道路課 (略)

治水課

(1)～(4) (略)

ダム管理課 (略)

港湾課

(1) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の工事の執行に関する事項

(2) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸並びに漁場の災害復旧工事の執行に関する事項

(3) 港湾及び漁港並びにそれらの区域内の海岸の維持及び修繕工事の執行に関する事項

2 (略)

3 新潟地域振興局の部及び課の分掌事務は、新潟農業振興部、巻農業振興部、新潟地域整備部、新

潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉部

総務福祉課

(1)～(3) (略)

(4) 前項に規定する健康福祉環境部企画調整課及び地域福祉課の分掌事務

(5) (略)

地域保健課

(1) 第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務

(2) 血液対策に関する事項

衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～ダム管理課 (略)

災害復旧第1課

平成23年災害の災害復旧工事(五十嵐川災害復旧助成事業の河道整備及び遊水池整備に係るものに限る。)の執行に関する事項

災害復旧第2課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項(災害復旧第1課の所管に属する事項を除く。)

5～9 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

総務福祉課

(1)～(3) (略)

(4) 第2項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務(生活保護、児童福祉並びに母子家庭及び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。)

(5) (略)

企画調整課 (略)

潟港湾事務所及び津川地区振興事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉部

庶務課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

企画福祉課

前項に規定する健康福祉環境部企画調整課及び地域福祉課の分掌事務

地域保健課

第1項に規定する健康福祉部地域保健課の分掌事務

衛生環境課 (略)

農林振興部・地域整備部 (略)

4 三条地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部～農業振興部 (略)

地域整備部

庶務課～ダム管理課 (略)

災害復旧課

平成23年災害の災害復旧工事の執行に関する事項

5～9 (略)

10 上越地域振興局の部、センター及び課の分掌事務(上越東農林事務所及び上越東維持管理事務所の分掌事務を除く。)は、妙高砂防事務所及び直江津港湾事務所に係るものを除き、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)

健康福祉環境部

庶務課

(1)～(3) (略)

(4) (略)

企画調整課 (略)

地域福祉課

第2項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務(生活保護、児童福祉並びに母子家庭及

地域保健課～生活衛生課 (略)
環境センター・児童・障害者相談センター
(略)
農林振興部・地域整備部 (略)

11 (略)
12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
総務福祉課

(1)・(2) (略)

(3) 第2項に規定する健康福祉環境部企画調整課の分掌事務及び第10項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務

(4) (略)

地域保健課

(1) (略)

(2) 血液対策に関する事項

(3) (略)

(4) (略)

生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部・地域整備部 (略)

13～24 (略)

(分掌事務)

第27条 (略)

2・3 (略)

4 新津保健所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

5 村上、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各保健所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域保健課

(1) 第1項に規定する地域保健課の分掌事務

(2) 第1項に規定する医薬予防課の分掌事務 (血液対策及び薬事監視に関する事項を除く。)

衛生環境課

第1項に規定する生活衛生課の分掌事務

(組織及び分掌事務)

第80条 放射線監視センターに監視調査課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

び寡婦の福祉に係る現業業務に関する事項を除く。)

地域保健課～生活衛生課 (略)

環境センター・児童・障害者相談センター
(略)

農林振興部・地域整備部 (略)

11 (略)

12 佐渡地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画振興部・県税部 (略)
健康福祉環境部
庶務課

(1)・(2) (略)

(3) (略)

企画福祉課

第2項に規定する健康福祉部環境部企画調整課の分掌事務及び第10項に規定する健康福祉環境部地域福祉課の分掌事務

地域保健課

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

生活衛生課 (略)

環境センター (略)

農林水産振興部・地域整備部 (略)

13～24 (略)

(分掌事務)

第27条 (略)

2・3 (略)

4 村上、新津、魚沼、十日町、柏崎及び糸魚川の各保健所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(分掌事務)

第80条 放射線監視センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務第1課

- (1) 流域下水道工事(信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。)の執行に関する事項(施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)
- (2) 流域下水道施設(信濃川下流流域及び西川流域に係るものに限る。)の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

工務第2課・施設課 (略)

第165条の3 (略)

(国際企画監)

第165条の4 知事政策局に国際企画監を置くことができる。

2 国際企画監は、部長の命を受けて国際化施策及び国際交流に関する事務を処理するとともに部長を補佐して国際化施策及び国際交流に関する重要事項の企画及び調整を行う。

第165条の5 (略)

(原子力安全広報監)

第165条の6 (略)

2 原子力安全広報監は、部長の命を受けて原子力施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務を処理する。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民生活課、県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医務薬事課、医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

第179条 (略)

(検査専門員)

(分掌事務)

第158条 流域下水道事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務課 (略)

工務第1課

- (1) 流域下水道工事(信濃川下流流域、国府川流域及び西川流域に係るものに限る。)の執行に関する事項(施設課の所管に属する事項を除く。次号において同じ。)
- (2) 流域下水道施設(信濃川下流流域、国府川流域及び西川流域に係るものに限る。)の修繕及び災害復旧工事の執行に関する事項

工務第2課・施設課 (略)

第165条の3 (略)

第165条の4 (略)

(原子力安全広報監)

第165条の5 (略)

2 原子力安全広報監は、局長の命を受けて原子力施設周辺地域の環境放射線等の広報に関する事務を処理する。

(総括政策企画員等)

第177条 (略)

2 知事政策局政策課、行政改革推進室、政策評価室、国際課及び国際企画課、総務管理部大学・私学振興課、地域政策課及び情報政策課、県民生活・環境部県民スポーツ課、震災復興支援課及び環境企画課、防災局防災企画課、福祉保健部医師・看護職員確保対策課及び障害福祉課、産業労働観光部産業政策課、産業振興課、労政雇用課、観光局交流企画課及び観光局観光振興課、農林水産部農業総務課、食品・流通課及び治山課、農地部農地管理課、土木部監理課、技術管理課、都市局都市政策課及び都市局都市整備課並びに交通政策局交通政策課、港湾振興課及び空港課に政策企画員を置く。

第179条 (略)

第179条の2 農林水産部農業総務課団体指導検査室に検査専門員を置くことができる。

(漁業調整員等)

第180条 農林水産部水産課に漁業調整員及び弥彦丸船長を置く。

2 (略)

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課及び土木部都市局営繕課に建築調整員を置く。

(会計調査員)

第181条の3 出納局管理課及び会計検査課に会計調査員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

十日町地域振興局	(略)
地域整備部	(略)

(略)

2～6 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 東京事務所、自治研修所及び農業総合研究所に副所長を置く。

3～8 (略)

(地域振興専門員)

第194条 地域振興局企画振興部地域振興課(長岡地域振興局企画振興部にあつては、地域振興・災害復興支援課)に地域振興専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

(略)

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会	(略)
--------------------------	-----

(船長等)

第180条 農林水産部水産課に弥彦丸船長を置く。

2 (略)

(建築調整員)

第181条の2 総務管理部管財課、土木部都市局営繕課及び交通政策局港湾振興課に建築調整員を置く。

(会計調査員)

第181条の3 出納局会計検査課に会計調査員を置く。

(地域振興局の副部長等)

第190条の2 次の表の左欄に掲げる地域振興局に、同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の右欄に掲げる副部長を置く。

(略)

十日町地域振興局	(略)
地域整備部	(略)
副部長	(災害復旧担当)

(略)

2～6 (略)

(内部組織の長等)

第192条 (略)

2 東京事務所、自治研修所、農業総合研究所及び水産海洋研究所に副所長を置く。

3～8 (略)

(地域振興専門員)

第194条 地域振興局企画振興部(長岡地域振興局企画振興部にあつては、地域振興・災害復興支援課)に地域振興専門員を置くことができる。

第213条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に基づいて設置されている附属機関は、次のとおりである。

名称	担任する事務	設置規定
----	--------	------

(略)

新潟県立高等学校生徒の自殺案件に関する調査委員会	(略)
--------------------------	-----

新潟県いじめ等に関する調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の調査並びに新潟県いじめ防止対策等に関する委員会条例（平成26年新潟県条例第61号）第3条第3号の調査及び学校法人が設置する学校において行われた当該調査に準ずる調査の結果についての調査	新潟県いじめ等に関する調査委員会条例（平成26年新潟県条例第32号）第1条
------------------	---	---------------------------------------

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第213条の改正は、公布の日から施行する。